

会議の名称	平成23年度第4回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成23年12月19日(月)午後6時30分～9時00分		
開催場所	東村山市役所北庁舎第3会議室		
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 木村茂光会長・嶋田節男会長職務代理・臼井雅子委員 田村初恵委員・土田士朗委員・羽生田孝雄委員・水戸部瑞江委員 (市事務局) 清水総務課長・湯浅情報公開係主任・星情報公開係主事 欠席者： 増田総務部長		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務課長挨拶 2. 会長へ諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第8号「要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用並びに要援護者台帳管理システム導入及び保守管理作業委託」(地域福祉推進課) 諮問第9号「児童相談支援システム新規導入作業及び保守管理業務委託」(子育て支援課) 諮問第10号「居宅生活移行支援事業業務委託」(生活福祉課) 諮問第11号「動画制作業務委託」(広報広聴課) 4. 報告 ア、平成23年1月1日～平成23年10月31日分の業務届出書の報告 イ、第3回審議会で答申に付された意見について所管課からの回答 5. その他 ・市サーバへのサイバー攻撃の状況について		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務課長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議 諮問第8号「要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用並びに要援護者台帳管理システム導入及び保守管理作業委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。 委員意見及び地域福祉推進課の回答 ● 業者委託だが作業は全部市役所内の担当部署で行い、USBメモリ等の個人			

情報を記録した媒体のやり取りはない。受託者に個人情報を書き渡さないため、受託者側での個人情報の廃棄等の心配はないということでしょうか。
その通り。

- 行政情報抽出方式の要援護者台帳について、すべて電子データで抽出してシステム管理するのではなく、一部は紙データのまま保管するとなっている。すべて電子化して管理した方が都合がよいように思えるが、このままでよいのか。

「ひとり暮らし等高齢者情報」「妊産婦情報」「乳児情報」は紙情報で保管する。この情報はまだ所管課で電子データ化していないので、新たに電子データ化する際の事務処理時間等を考え、今回は紙情報のままでいくことにした。ただし、将来的には電子データとして統合することもできるシステムを導入するので、今後電子データとして統合することになれば再び諮問にかける予定でいる。

- 導入作業は6人が担当し、その中に責任者を置き、従事者の名簿を市に提出させるとのことだが、秘密保持の契約はどのような形で行う予定か。諮問書22ページの契約書第7条（秘密の保持）や、27ページの仕様書9の（4）（守秘義務）等で従事者の守秘義務を定めているので、それを遵守してもらうことになる。
- 委託先の会社や責任者は守秘義務を意識して業務にあたるとしても、作業に従事する6人が意識するとは限らない。作業従事者への指導は委託先の会社や責任者に任せてしてしまうのか。
- 契約書には守秘義務について定めてあり、その内容について市が受託者の責任者に説明すると思うが、それ以外の実際に業務に従事する者にも市が説明するのか。「責任者に伝えているので守られます」というのではなく、実際に作業に従事する者にも市から守秘義務をしっかりと伝えてほしい。作業に入る前に作業従事者6名にも市に来てもらい、守秘義務の内容を市の担当者から説明することにする。また、従事者6名の入退室等については入退室管理台帳で毎回きちんと管理する。
- この事業は多くの課が関わる。地域福祉推進課に行ってデータを入力できる課も沢山あるようだが、例えば、生活文化課や防災安全課は何を入力するのか。

生活文化課は外国人の情報を入力する。防災安全課は消防等と連携しているため、必要に応じて出てくる要援護者のかなり広い範囲の情報を地域福祉推進課と協力しながら入力していく。避難区域が変わったとか、消防団が担当する消防地域が変わったなども入力する。

- 高齢介護課は高齢者の二人暮らしが一人暮らしになったことなどを入力するのか。

システムは住民基本台帳と連携させるので、死亡などの異動情報はある程度自動で入るようになっている。高齢介護課は、高齢者から「近所に助けしてくれる人が見つかった」等の支援プラン内容に係る情報を得たときにそれを入力する。

- 色々なところから情報が入り、それを色々な課がシステムに入力することになる。そうすると例えば内容が異なる情報が重複して登録されたときに、どちらかが間違っただけだがその判断や調整はどかがするのか。情報を集めることはいいことだが、どかが担当で誰が責任者で、どう内部の担当者の割り振りや調整をするのかが心配だ。

システムに入力するのは要援護者ごとの個別支援プラン内容だが、個別支

援プランを作成するときには、作成申請書を要援護者本人から市に出してもらおう予定である。プラン内容に変更があったときも更新の届出用紙を市に出してもらおう。その用紙を受け取った課がその情報を入力するので、個別支援プランの情報入力重複することはないと考えている。要援護者本人が、例えば障害支援課と高齢介護課両方にプラン作成申請書を出すということはまず無い。また、全ての要援護者に関係するような内容は、取りまとめ所管である地域福祉推進課が各課と調整した上で入力する。

- 情報を集めるのはよいが、それが生きたものになるかは情報を使う者がどう扱い、調整・連携できるかにかかっている。それがうまくいかない集めても集めただけで肝心なところに伝わらない。これだけ多くの課が関わっているとそういったことが起きることが心配だ。実際に支援プランの作成支援をしてみると、例えばある要援護者について防災安全課が判断したその人の危険度と、直接その人と関わっている高齢介護課が判断した危険度には違いが出てくるかもしれない。システムの情報の活用の仕方や各課との調整・連携をどうするかをきちんと決めないと生きたシステムにならないのではないかと思う。
- IT企業で仕事をしてきた経験からいうと、情報を統合するときには極めて強い経営・管理能力が必要である。全体としてシステムを動かす責任はどここの課が持っているのか。私が心配しているのは、役所が縦割りになっているために責任の所在や最終的な権限の所在が非常に不明確になるケースが多いことだ。強い権限を持ってこのシステムの個人情報を保護し、情報が最新であるかどうか、正確であるかどうか責任を負うのはどの課か。システム保守は情報システム課が契約するが、システムの運用については地域福祉推進課が担当する。
- 地域福祉推進課がこのシステムの統括をするとすると、支援プラン作成に携わる関係者、特に市民に対して、要援護者の個人情報・プライバシー・自尊心の保護について意識啓発や教育を行うのも地域福祉推進課か。地域福祉推進課には今年度から1名当業務の担当者が置かれている。その担当者が個人情報に関する教育も行うことにする。
- 個人情報の取扱いでは「本人の同意を得ていればよい」というのが一般的考え方だが、災害時に援護が必要となるのは高齢者や障害のある方などで内容がよくわからないまま同意しているケースも多いと思う。支援プラン作成やその利用にあたっては、要援護者の自尊心に留意することや満足度を図るなど非常に高度なサービスも含めて、統括する地域福祉推進課が責任を負っていくことになるが大丈夫か。
- 法律を守るという視点から見れば同意を得ればよいと思うが、利用者の視点から見たら、同意を得ているからよいという論理は一旦外してほしい。形の上では本人同意を得ていても、意識しないで同意しているというのが意外と多いので、丁寧にやって欲しい。そういったことにも留意して進めていきたい。
- 複数所管が関わるデータの統合の難しさは、漏えい等のリスク含めて想像以上だ。手間はかかるが、統合に関する研究チームを立ち上げたらよいのではないか。有識者や庁内の担当者、対象者、市民を集めて先行市の事例を研究してみるとよい。地域福祉推進課だけに責任を押し付けるのではなく、そういう形にした方が成功するのではないか。
- システム稼働後は運用管理委員会のようなものを各課横断で作るのか。本制度の実施にあたっては諮問書にのっている所管課以外の課も含めて横

断的な会議を10回以上行った。他市の事例を視察したり、話を聞いたりもしている。その結果、今予定しているやり方が先進自治体ではベターとされていることがわかった。このほか市民からはパブリックコメントという意見募集を行い、民生委員や福祉協力員等関係団体にも個別に担当者が伺い話をした。

同意を得る場合も要援護者本人にしっかり説明をする機会を設けて、例えば同意書を配るだけではなく説明会をしっかりとやって当事者と関わる機会を設けて進めていきたいと考えている。

- この事業を円滑に進めるためには、研究会や協議会を作った方がいいと思う。事業を立ち上げる時は皆情熱を持って色々な情報を集めて作るが、いざ運用を始めると人事異動もあり、だんだん熱意が希薄になってしまうことがある。よりよい運用のためにはシステムを動かすなかで出てきた改善点を克服しながら努力していく必要があり、そのためには会が必要だ。担当者一人がてんでこ舞いして全部処理することになってしまい、他の部署は作ってしまったあとは関係ないということになるともったいない。統括する地域福祉推進課とそれぞれの情報やケースワークをやっている各所管課で、庁内の横断的組織として要援護者対策推進会議のようなものを将来的に設置し、そこが全ての情報の管理を行い、問題点の解決なども共同で行うようにしていきたいと考えている。
- その会議の部会として、システム運用の部会があった方がいいと思う。要援護者支援のシステム全体がどうあるべきかというのは大きい課題だからそれは大きな会議でよいが、その中に埋没させず、部会のような形でシステムの運用管理について担当者レベルで話し合うものがあるとよい。
- その場で、情報の正確さ、最新さ、重複がないかをきちんとチェックする。そこには地域福祉推進課の中でも特に権限を持った担当者が出席し、その人たちが最終的な管理・経営権限を持つと。そういうきちんとしたシステムにするのがいいと思う。

(防災安全課)3月11日の震災以降、今までなかったような相談が市民から来ている。玄関にある二段の階段が降りられない、どう避難すればいいですかとか。まずは隣近所に助けてと声をかけてくださいと説明しているが、市でも何か対策をとってほしいという声大きい。今こういった要援護者支援策を立ち上げているとお話しするとぜひ進めてほしいと言われている。

- 対象となる要援護者は何人ぐらいか。
行政情報抽出式の要援護者台帳は1万人程度。手上げ方式の要援護者台帳もほぼ同数が対象者になるが、周知方法や今後どうやって制度を理解してもらうかにより、登録者数の割合が10%ぐらいになるか50%ぐらいになるか動いてくると思う。
- 個別支援プランというのは民生委員が作るのか。
民生委員に担当地域の要援護者のプランを作ってもらえればありがたいが、民生委員は100人しかいない。600人いる福祉協力員や自治会長にも協力を依頼しているが、果たしてどこまで頼んでいいのか難しい。家族が作れる場合もあると思う。
- 民生委員はいくら責任感や能力、知識があっても民間の方なので、民生委員に全部ご担当いただくのはきついと思う。行政情報抽出式の要援護者だけで1万人程度という数を聞いて驚いたが、1万人もやるのなら緊急度の高い方からプランを作るなどの方法を考えた方がよい。
- 同じ「要援護者」といってもかなり差がある。しっかりしていて自分のこ

とはきちんとできる人と、言っていることは理解できるが自分ではできない人、全然理解できない人もいる。そこをすごく細かく作っていかないと、支援プランとして形は整っていても、実際には中身がスカスカのものになりかねない。緻密にやっっていこうと考える場合、1万という対象者の数を考えるととても大変だと思う。

- 本人が要援護者だという認識を持っていれればいいが、持っていない場合もある。逆に、自分が要援護者でやって欲しいと手を挙げて周りから見たら要援護者ではないという者もいるかもしれない。いい事業なのでやってもらいたいのだが、その判断は本当に大変だと思う。
- 私は民生委員をしているが、とりあえず今日は自分が民生委員としてできるかどうかは置いておいて、審議会の委員としてシステムを考えようと思って来た。先日民生委員も市からこの事業の説明を受けたが、説明時間がとても短かったので、台帳を作った目的がこの個別支援プラン作成までやるということをまだ全く知らない民生委員が多く、自分たちが作成をすると思ったら驚くと思う。
- 諮問書3ページにある要援護者台帳それぞれの方式の対象範囲のところで、手上げ方式の要援護者台帳の対象者に知的障害者で愛の手帳を保持している者が入っている。しかし、知的障害のある者には説明の理解が難しく、対象者として自ら手を挙げるのは難しいと考える。そういうときには誰が代わりに判断するのか。また、対象者の年齢は何歳からなのか。障害児は要援護者の対象に入るのか。

申請できる範囲についてはまだきちんと決めていないが、代理申請も可能とする必要があると考えている。代理の範囲を親族に限るか、施設の職員等も含むか、どこまで認めるのが適切かというのは、知的障害者と認知症や高齢者で異なることもあると思う。制度の実施に当たり、必要な者が漏れないよう適切な範囲を設定していきたい。また、現在は年齢制限は設けていない。身体・知的障害を持つ障害児も、手を挙げてもらうことは可能だ。

- 災害時に近所の人を援護したいという人がいると思うが、例えば私が「AさんもBさんもCさんも私が援護します」と言って支援プランに援護者として載っても、実際の災害時は同時に3人の避難を援護することはできないと思う。避難訓練を行って、本当に支援プラン通りその人を助けられるかどうかを検証するとより良いシステムになると思う。

諮問第9号「児童相談支援システム新規導入作業及び保守管理業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び子育て支援課の回答

- 諮問書を読む限り、基本的に導入作業ではダミーデータを使うので受託者には個人情報渡らない。諮問書2ページの真ん中から4ページまで受託者が取り扱う個人情報の種類が書いてあるが、それは保守や修理のときに見るかもしれない、触れるかもしれないということで書いてあるということでしょうか。
- その通り。
- 4ページに書いてある業務責任者は、今のところ何人になる予定か。2名の予定である。
 - その2名には、特約条項などで個人情報についてこのような守秘義務を課

した契約であるということをきちんと伝達するか。一人に伝えてもう片方に伝えてもらうというのではなく、市から2名に直接、あなたの会社とはこういう契約をしていて守ってもらわないと困るということを伝達するというのでよいか。

はい。

- 子育て支援課にいる職員全員がこの児童相談支援システムに触れるのか。児童の相談記録のシステム導入は今回が初めてで、これまでは紙で管理してきた。相談支援係が子ども家庭支援センター業務を担っており、ケースワーカー、センター長含めて7名いる。今回システムを導入するパソコンは5台で、それを7名全員で使用する。
- ケースワーカーにはどういう形でパスワードが与えられるのか。一人一人に個別のパスワードを与える。
- 市役所内部の職員に対しても、守秘義務等の研修はきちんとされていると考えてよいか。行っている。
- 今までこの審議会で何度も意見が出ているのだが、できればこのシステムを導入するパソコンは鍵付 USB しか使えないという形を取って欲しい。保守業者が無断で USB を持って来てデータをコピーしようとしても、あらかじめ市役所が決めた鍵がかかっている USB にしかデータは書き込めないという仕組みだ。情報システム課に言えばわかると思う。USB の使用を禁止するといっても、ルール上禁止にするのと物理的に使えないようにするのは実効性が違うので、ぜひ検討して欲しい。
- 市役所のパソコンは、ID・パスワードを入れてしばらくキーを触らないでいると、職員離席時の情報漏えい防止のために、一定の時間がたつとパスワードを聞いてくるという仕組みが入っているのではないか。なぜこんなことを聞くかということ、諮問書4ページにある「ID・パスワードを入力するときは受託業者に事務室の外で待つように指示する」というのが現実的か疑問だからだ。再度入力を求められる仕組みだとすると、受託者が他の作業をやっていてパソコンに触れていないと再びパスワード入力を求める画面が出てきて、その度に職員が入力することになる。その間外で待ってもらおうというのは現実的に合わないのではないか。

(総務課主任) 入っている。この夏にすべてのパソコンを節電モードにするよう指示があり、一度パスワードを入れてからパソコンがロックされるまでの時間が早くなった。

- 作業効率が悪くなるので、システム保守作業中はパスワードを違う形で管理するような仕組みにしてはどうか。保守業者が意図的にせよ意図的でないにせよ覗き見てパスワードを知ってしまうことも多い。

(総務課主事) 情報システム課から、一時的にパスワードを入れなくてパソコンを動かすこともできる仕組みがあると聞いたことがある。

- システムの保守作業の間だけでもよいのでそうして欲しい。4ページでこのルールで安心というのは非現実的と思う。
- 最初に入力するデータは何件あるのか。約350件ある。
- 諮問書11ページの仕様書に「本委託作業については東村山市内在住者に行わせないものとする」と書いてあるがどういう意味か。

受託業務の従事者を市内在住でない者にしてもらおうということだ。今回は導入作業ではダミーデータを使うので個人情報を見られることはないが、通

常、情報システム課ではこういう契約内容にするということで書いてある。従事者の免許証で住所地確認を行うそうだ。

- 保守管理のときもそのようにやるか。
故障などの修理では中のデータを見ざるを得ないので、導入作業とは異なり個人情報扱うことになる。市内在住者は保守も含めてできないということにする。
- 市民から相談の電話があると過去の記録データを見ながら話を聞き回答するということになると思うが、回答した内容をその場で入力しながら話すのか。
できればそこまでやりたいが、すぐに相談者宅に行かなければならないこともあるのでケースバイケースになる。

諮問第10号「居宅生活移行支援事業業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び生活福祉課の回答

- 諮問書3ページの「保管方法」で、夜間はポータブルハードディスクを自宅の金庫に保管するというのはどういうことか。こういう情報は持ち歩かないのが普通だが。
施設の事務所内に施錠できるキャビネットがないため、現在は十分注意した上で持ち運ばせているが、早急に整備するよう求めている。整備でき次第、夜間は施設内の施錠可能なキャビネットに保管してもらおう。
- 今は受託者の施設の中に保管する場所がないということか。
今は一部の書類については簡単な鍵のかかる引き出しで保管している。
- 施設の中に情報管理責任者の自宅もあるということかと思っていた。それなら持ち帰るとはいつでもあまり事故がないと思っていたが。
施設には職員が夜間も詰めている。
- 個人情報の管理上怖いと感じる。一番漏えいが多いのは家へ持って帰る時だ。早急に改善して欲しい。せっかく情報セキュリティに気を使っても、セキュリティの対象であるハードディスクが持ち運ばれているのでは意味がない。キャビネット整備はいつ頃を予定しているか。
23年度内には整備させたい。早ければ早いほどいいと考えている。12月22日に受託者内部の会議があるので、そこで改善について提案する予定だ。
- 年度内の整備を確約するというのでよいか。
早ければ年内にも行いたい。
- 入力した電子データの管理については説明があったが、紙情報がいくつかあると思う。紙情報の管理はどのような扱いになるか。紙情報の情報の流れとセキュリティ、保管状況がわからない。
紙情報は受託者の施設で施錠可能な引き出しに入れて保管している。
- 市役所は持っていないのか。
市役所は紙情報に記載された内容を転記した電子データを持っている。
- 受託者は紙情報を電子データにして市役所に送ってくるが、受託者の施設では紙情報も保管するということか。
その通り。アセスメントシートの形になったものが市役所にあり、受託者の施設には支援記録カードという書類がある。支援記録カードは施設にいる3名の職員が作成し、事務所で保管している。

- 紙情報の保管について、施錠できる引出しがあり、その鍵は誰が持っているかも諮問書に書いてもらわないといけない。電子データの方は丁寧に管理方法が書いてあるが、一番ばらつきやすい紙情報について何も管理方法が書いていない。
- 対象者は東村山市で何人ぐらいを予定しているか。
東村山寮の定員は48名。入所者は11月1日時点で40名が入所しており、そのうち東村山市に実施責任がある方は9名である。
- この施設に東村山の枠という形でいくつか取ってあるのか。
枠は取っていない。
- 定員になるまでは入れられるという形か。
そうである。
- この施設は、生活保護者が住むのに困ると自分で契約するのか、それとも市の方でこの人は入るべきだ、この人は入らなくてもいいという判断をしているのか。
保護申請の際に、アパートを追い出されたとか仕事を失って寮を追い出され既に居所がない者には、東村山寮以外にも177カ所、類似した宿泊所があり、そういった宿泊所ならすぐ入れるところがあるということで案内することはある。入るか入らないかは本人の意思もあるが、市が薦めることもある。
- 保護申請の際に東村山寮以外に行きたいといった場合の助成・費用の面はどうなるのか。
どこであっても東村山市が実施責任を負うので、例えば生活保護者が知人が多い昭島市の寮がいいと希望すれば、昭島の寮を紹介する。
- その場合は市がそちらの寮と委託契約をして、その施設には市は助成しないということによいか。
本人が寮と契約する。生活保護者の住宅費・生活費等は市から出す。
- 住宅費・生活費は本人に出すのか、施設に出すのか。
本人に出す。
- 東村山寮の場合は、居宅生活移行支援事業を委託して東村山市が施設に委託金額を支払うということだが、他の市の保護者も入所するのだから、他の市も東村山寮に対して金銭的な面で支援をしているのか。
東村山ソーシャルホームには、東京都に承認・指導・監督の権限がある。昨年度まで東京都から施設に対して、住宅扶助費3万9千円に加えて一人当たり1万2千円の運営費補助が出されていた。平成23年度から、東京都の承認・指導・監督権限はそのまま、運営費補助が廃止になった。今回東村山ソーシャルホームと委託契約を結んだのは、東京都の運営補助がなくなり運営が厳しくなった部分について、市から何とか補てんをするという目的だ。東村山ソーシャルホームは平成15年10月に事業を開始して以来、入所者の自立および就労支援等を展開してきた。類似する177の施設があるが、その中で入所者の自立および就労支援を展開している事業者はなく、ここだけである。生活保護者の就労支援等の取り組みは重要であり事業を続けてもらう必要があるため、市としても色々補助の仕方を模索して、国の自立支援補助プログラムのうち居宅生活移行支援事業は全額が国の補助となるためそれを利用することにして、東村山ソーシャルホームと居宅生活移行支援事業の委託契約を結んだ。他市はこの事業の委託契約を結んでいないので施設への金銭的な支援はない。
- 諮問書3ページの(5)に、契約を更新しない場合は全ての個人情報を消

去専用ソフトで消去すると書いてあるが、情報システム課に相談してこの消去ソフトの性能をチェックしてもらいたい。なぜそういう疑問を持つかという、今回東村山ソーシャルホームには東村山市だけでなく色々な市の生活保護者が入所しているので、東村山市の分だけを完全に消すというのは相当難しいと思う。ストレージサーバーのデータもポータブルハードディスクにコピーしたらその日のうちに削除すると書いてあるが、ただ消去しただけではパソコンからデータは消えない。その状態でパソコンを盗まれると、簡単に復元できる。もう一つ、多分この事業者はそんなに大きくないと思う。大きな企業だと職員が退職するときに個人情報の漏えいをしないようにきちんと念書を入れさせるが、小さいところはルーズになりがちなので、この事業者がそこまでやっているか聞いてほしい。

- アセスメントシート、支援記録カードの保存年限を、施設利用を終了してから1年間にした理由はなにか。1年でいいのかという疑問もある。このご時世なので、一度東村山ソーシャルホームにお世話になって出た後、何年後かに戻ってくるという可能性はないか。それを考えると前の記録が残っていた方がよいとも思える。やたらと長く持っているのはリスクだが。実はこれまでは保存年限が特になかった。今回の諮問をするにあたり1年とした。東京都の検査等が毎年あり、前年の記録についても聞かれる可能性があるので、1年間にしている。

諮問第11号「動画制作業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び広報広聴課の回答

- 編集する前の撮影データの処分はどうなっているか。編集した完成品には個人の顔はあまり写っていないかもしれないが、膨大な編集前のデータがあってそこには色々な顔が写っているのではないか。
撮影したカメラのデータやテープ自体は市にないので、受託者の責任で消去してもらえない。
- 受託者が持っている編集前データの中に個人情報がたくさんあって、それが知らない間に出回ることが多い。その管理をどうするかを考えないと委託できないのではないか。また、完成データを市に引き渡すということだが、完成データに個人情報が入っていた場合は市の職員でチェックしてこれは駄目というのか。完成データができるまでに市がちゃんとチェックするのか。
完成データができるまでに市が何度かチェックする。基本的には、受託者は5時間撮ると5時間分のテープを持ち帰る。それをこちらの制作意図に従って受託者が編集し、まず試作品を作る。それを市が見て監修して、駄目な部分は受託者に修正してもらうのを繰り返して完成データになる。受託者が撮影した全データや編集途中で保存したデータなどの管理状況をすべて市が監視するのは難しい。契約仕様書の中で「受託者が責任を持って復元不可能な方法で消去すること」と定めるしかない。
- 数時間撮ったのを編集して短くしたときに、残りのデータをどうするかは、どこに書いてあるか。

諮問書2ページ、5の(3)に書いてある。

- 仕様書には入っていない。
- 以前、都にいたときに人権啓発のビデオを業者に委託して作ったことがあ

る。そのときは「写したものについて肖像権等の承諾は受託者が本人から得てください、それについて都は責任を負わない」という内容の契約にした。試写してもらって、問題があるところは問題があると伝えたが。撮影の対象者たちが意見を言ったりする場合にはきちんと本人の承諾を得て欲しいと伝えた。今回はお祭りの撮影ということだが、舞台の上などで実際に何かをやっている人たちと、単に集まってきている見物人・通行人を写すのでは、撮影承諾の必要性がちょっと違う気もする。その辺は受託者の判断なのだろうか。

- 今は学校で学校便りに生徒の写真を載せるのすら大変な時代だ。運動会などこれまでは載せるのが当たり前だった行事も学校便りに載せられない。もちろんそれがいいか悪いかは別問題だが、今の雰囲気はそうになっている。ましてや、市のホームページに動画を載せて誰でも見られるようになったら、市民の見る頻度も多いだろうし、写真だと何をしているかわからない場合でも動画の場合は明確にわかるので、写った人にとってみれば、あれ、自分が写っているぞということになり、余計に気を使う必要があると思う。自分の情報を保護したいという意識は昔よりずっと強くなっている。産業祭りについては、出し物で舞台上で踊っている人などについては、主催者側に撮影の了解をとっている。あとは受託者の方で子どもがアイスを買っているシーンなどを撮ったのだが、親に了解を取った。
- 受託者は、撮影時には「今こういうことで撮っています」ということがわかるように旗を立てるなどの工夫をしているのか。
限られた会場の中で行うイベントを撮影したときは、撮影前に「本日テレビカメラを入れるので」と説明して写されるのが嫌な人に挙手してもらい、その方を撮らないようにしてもらおうという配慮をした。もっとも、結果として実際に顔が写ってテレビに流れたりすると、挙手しなかった人がやはりこれはやめてくれという話になることがある。では、後日のトラブルを防ぐために一々承諾書を書いてもらえるかということそれも難しい。一般常識の範囲ではこういった撮影にどこまで同意が必要か、我々もこれから始めようという段階で事例事案を持っていないので悩んでいる。
- 今回はどのくらいの規模の会社が撮影したのか。普段はその業者はどういう形で撮影しているのか。
正社員は11人程度。今回は市の予算がカメラマン一人分しかつかなかったのだが、通常はディレクターなどもう一人がついて、撮影するときには写る人に「撮影の目的や個人情報の取扱いについて説明したチラシ」を渡すようにしているようだ。
- 撮影の際に、個人情報を書さないために観客が全然写っていないのも臨場感がない。盛大なお祭りですと書いておいて人が写っていないと寂しいお祭りだと思われるというもある。
- 最近はレンズの性能がいいからかなり後方の人まではっきり写るが、チラシを配る範囲も限度がある。
- 映像を作るときに、メインの行事を撮った後で、つなぎの画面として、こういうその他大勢がいるような画面を入れていくという作り方がある。メインの行事にいる人には気を使って、こういうことで写しますよと周知出来るのだが、その他大勢の画面、例えば会場を俯瞰で写すとか、そういうときの扱いが問題となるように思う。
- 撮影するときは受託者が腕章などをして、周りの人が写されるなというのはわかるようにしているか。

している。

- 市報やホームページにこの行事はビデオ撮影が入ると書く必要がある。撮影の時間帯も書いた方がよいのではないか。例えば10時から12時までの間はどこそこのステージを撮影しますとか。写されるのが嫌な人はその時刻にその場所に来ないという選択ができる。
ある程度企画ができあがれば、この企画を撮るためにはこの時間帯が必要だということがわかるので、おおまかに何時からカメラが入って終了予定が何時ごろというのは書ける。
- 現場で自分が写されそうになったときには割とわかるので、画面から離れることができる。これから撮影する、と説明すれば嫌な人はどくと思う。TV局の撮影の立会いをやったことがあるが、基本的にカメラマンがある家族を撮りたいというときには、その家族の所に行って「こういう趣旨で撮りたいのですが、いいですか」と確認をしているケースが殆どである。ただ、産業祭りのような大きなイベントだと、舞台に出ている特定個人だけでなく、全体の様子を撮っているときに並んでいる人とか観客たちからどうやって承諾を得るか、あるいはそもそもそういう人たちからは承諾は必要ないのか。冊子によっては、お祭りなど色々な人が撮影している場所はみんなそれを承知で来ているので、特定の方をとりあげて撮るのでなければ承諾は必要ないと書いてあるものもある。ただ、実際放送されたりどこかで露出すると、「こんなに私が写って困る」という意見が出たりする。
- きちんと撮影者が腕章をつけることと、撮影していることをどう周知するかで工夫するしかない。あとは市報やホームページに載せ、イベント会場に「この時間は撮影していますからご協力をお願いします」と掲示するなど。前に当審議会で、自転車駐輪場に防犯カメラを設置する諮問をしたが、狭い場所で人の撮影場所が決まっていれば掲示しやすいが、お祭りとなるとどこまでやれば納得してもらえるか難しい問題だ。しかし、やっているということが大事である。
- 撮影方法の角度に工夫してもらうこともお願いする。地上目線だけではなく上から撮影するというのも検討して欲しい。
- 諮問書2ページの著作権・肖像権の権利処理について。権利者の承諾が必要な場合はその書類を3年間保存すると書いてあるが、権利処理については誰が確認するのか。保存する場合に3年でいいのかが少し疑問である。そういう著作権等の処理をやっているかやっていないかは受託者から報告を受けるのか。
完成データができる前に試写を見たときに「このBGMの著作権は確認しているか」といった話し合いはある。
- 納入のときにも権利処理をしているか市で確認すると思う。業者にとってはそのあたりのルールは常識だと思う。
- 市のホームページに掲載するのであれば、著作権者が気づきやすいので、3年たたずに異議申立てがくる場合が多いと思う。
- 3年という年限は法務に確認したのか。していなければ確認して欲しい。
相談していない
- 撮影には必ず広報広聴課職員が立ち会うのか。撮影対象となる人たちにきちんと理解してもらおうような体制づくりを業者任せにしないようにして欲しい。
広報広聴課か所管課の職員が必ず立ち会う。
- 契約上元データを廃棄するということが、それに違反した場合のペナルティ

についてもきちんと考えておいて欲しい。仕様書にも書いておいて欲しい。

- 何かあったときに、市としては契約に基づいてやっているといえるようにできるかぎり契約内容を詳細にしておくべきだ。そうしないと市がルーズだったということになる。
- 業者の選定はどのように行っているか。
ノウハウがある業者かも判断するが、原則は競争入札で選定する。

(4) 報告(事務局からの報告)

ア、平成23年1月1日～平成23年10月31日分の業務届出書の報告

業務届出報告書をご覧ください。業務開始が1件、変更が1件です。開始の方は20年10月1日にスタートしたものが開始届が遅れて今出したもの、子育て総合支援センター事業の開始届です。変更届は、自治会関係業務の担当課が市民生活課から市民協働課に変わったのにあわせ、個人情報を取扱う目的や保存方法を精査したところ変更となったものです。

イ、第3回審議会で答申に付された意見について所管課からの回答

● 諮問第5号 「乳児家庭全戸訪問事業業務委託」

第3回会議で出された委員意見

- (1) 受託者から、当該月分の記録票、訪問確認票及び請求書を翌月10日までに子育て支援課に来庁のうえ提出させることになっているが、本件は個人に対する委託のため、翌月10日まで個人宅で書類を保管させることになる。個人情報の紛失等の危険があり、受託者にも負担が重いのではないかと。もう少し短い期間で提出させることも検討してほしい。
また、訪問の帰りにどこかへ寄って書類を無くしたりしないよう、訪問後は寄り道せずに帰るなどのルール作りが必要と思われる。
- (2) 記録票を保管するキャビネットの鍵の使用記録をとっておいた方がよいのではないかと。
- (3) 受託者に出生通知票のコピーを渡すが、白黒コピーだとそこから何度コピーしても区別できない。市から受託者に渡す出生通知票のコピーには朱印を入れるなどして、そこからさらにコピーしたものと区別できるようにした方がよい。

子育て支援課からの回答

- (1) について、訪問終了後は速やかに子育て支援課に寄ってもらい、書類を提出してから帰るとする。
- (2) について、記録簿を作り記録する。
- (3) について、コピーについて、朱印で「写し」と押印する。

● 諮問第6号 『東村山市契約における暴力団排除に関する合意書』の締結に伴う警視庁への個人情報の外部提供及び本人以外からの収集」

第3回会議で出された委員意見

- (1) 諮問書8ページの別記様式1に「暴力団員であると思われる理由」とあるが、この書き方で適当か再度検討してほしい。人権に関わる問題でもあり

- 言葉には気を使った方がよい。名誉棄損等に当たってしまう可能性もある。
- (2) 書類の保存年限について、警視庁側の保存年限はどのくらいか確認しておくこと。
 - (3) (臼井委員意見) 警視庁との情報提供および収集の合意書をかわす根拠規定が「要綱」であるところが気になる。行政機関相互の情報提供も原則として法令に基づくべきものである。「要綱」は行政機関の内部文書にあたり行政法の通説ではみなしているため「法令」には該当しない。できればすみやかに条例案を作成し、条例の根拠をもって一行政機関(東村山市)と他の行政機関(警視庁)との間の個人情報の相互提供を行うべきであると思う。

契約課からの回答

- (1) について、この記載で問題ないとする。
- (2) について、確認したところ、5年保存であった。
- (3) について、合意書の根拠規定は要綱だがそれぞれの個人情報保護条例もしくは暴力団排除条例にも基づいているので、契約課としては問題ないと考えている。東村山市としても暴力団排除条例の策定を検討しているがまだ具体的ではない。

● 諮問第7号「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種業務委託」

第3回会議で出された委員意見

- (1) 副反応報告書の保存年限だが、子宮頸がん予防ワクチンでは永年保存にする所管課から報告があった。ワクチンによって副反応のおそれがある期間も異なると思うので、医師会と相談して副反応のおそれがある期間中は保管すること。

健康課からの回答

- (1) について、高齢者肺炎球菌ワクチンの副反応報告書の保存年限については医師会に確認したところ、5年間の保存年限で十分との回答をもらった。

(5) その他

- ・市サーバへのサイバー攻撃の状況について
嶋田委員からの問い合わせに対し報告を行った。内容が市の情報セキュリティに関する事項のため、資料を回収し、会議録にも掲載しないこととした。

以上

この会議の資料(諮問書など)は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。